

様式 1

監査結果報告書

令和 7 年 5 月 31 日

社会福祉法人 中央大橋福祉会
理 事 長 田 中 章 宏 様

社会福祉法第40条及び関係法令に基づき実施した令和 6 年度第 1 回監査結果について次のとおり報告します。

監事 森田 悦子



監事 関根 容子



監査日時	令和 7 年 5 月 17 日 (土) 16 時 ~ 17 時 30	
監査場所	(社福)中央大橋保育園事務所	
監査実施内容	・令和 6 年度会計執行状況及び法人・施設運営状況 ・監査結果は別紙 1、2 のとおり	
監査結果	意見	○事業運営状況は、当会事業の執行状況を正しく示し不整の点はないと認めます。 ○計算書類、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録、付属明細書については、状況を正しく示し、概ね良好と認めます。
	その他の提案事項	○特にありません。

(注) 別紙 1、2 を添付すること。

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
10 群馬県	201 前橋市	10201	4070005000019	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	中央大酒造協会				
(8)主たる事務所の住所	群馬県	前橋市	石倉町五丁目2-1-5		
(9)主たる事務所の電話番号	027-252-3637	(10)主たる事務所のFAX番号	(11)従たる事務所の有無(2/無)		
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	https://www.chuouohashi-hokuen.jp/		(14)法人のHPドメイン		
(15)法人の設立認可年月日	昭和49年4月1日		(16)法人の設立登記年月日	昭和49年8月7日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
-----------	----	-----------	---	--------------------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
小野 剛	R3.6.12 ~ R7.6	2 無	2 無	1
小和瀬 直貴	R3.6.12 ~ R7.6	2 無	2 無	1
西宮 康	R3.6.12 ~ R7.6	2 無	2 無	1
田中 隆	R3.6.12 ~ R7.6	2 無	1 有	1
田中 隆	R3.6.12 ~ R7.6	2 無	1 有	1
高橋 隆	R3.6.12 ~ R7.6	2 無	2 無	1
高橋 隆	R3.6.12 ~ R7.6	2 無	2 無	1
高橋 隆	R3.6.12 ~ R7.6	2 無	2 無	1
高橋 隆	R3.6.12 ~ R7.6	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
----------	---	----------	---	--------------------------------	---

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事への就任年月日	(3-4)理事の兼務・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特権関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支払形態
田中 隆	1 理事長 R5.6.17 ~ R7.6	令和5年6月12日	2 非常勤	令和5年6月17日	無職	2 無
田中 隆	3 その他理事 R5.6.17 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月17日	無職	2 無
西田 隆	3 その他理事 R5.6.17 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月17日	無職	2 無
大澤 隆	3 その他理事 R5.6.17 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月17日	無職	2 無
田中 隆	3 その他理事 R5.6.17 ~ R7.6	昭和51年10月20日	2 非常勤	令和5年6月17日	無職	2 無
田中 隆	3 その他理事 R5.6.17 ~ R7.6		1 社会福祉事業の経営に直接関与する者		1 有	4 いずれも支給なし
田中 隆	3 その他理事 R5.6.17 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月17日	無職	2 無
田中 隆	3 その他理事 R5.6.17 ~ R7.6		4 その他		2 無	4 いずれも支給なし

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」又は、「社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。」

「業務執行理事」又は、「社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。」

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
----------	---	----------	---	-------------------------------	---

(3-1)監事の氏名	(3-2)監事の職業	(3-2)監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
森田 隆	R5.6.17 ~ R7.6	2 無	令和5年6月17日
森田 隆	R5.6.17 ~ R7.6	3 社会福祉事業に直接関与する者(その他)	3
森田 隆	R5.6.17 ~ R7.6	2 無	令和5年6月17日
森田 隆	R5.6.17 ~ R7.6	6 財務管理に直接関与する者(その他)	3

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)	(1-3)前年度決算にかかる定額評議員会への出席回数	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)
------------------------------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------------------	-----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	0	(2)常勤職員者の実数	0	(3)非常勤者の実数	0
①常勤者証者の実数	0	常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数	24	(3)常勤職員者の実数	20	(4)非常勤者の実数	4
①常勤者証者の実数	24	常勤換算数	20.0	常勤換算数	3.0

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
令和6年6月15日	評議員 1 理事 3 監事 2 会計監査人 0	・令和5年度計算書(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認について

[illegible]

(4) うち関係者寄附金	0
--------------	---

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会 開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事 の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和6年5月25日	6	2	・令和5年度事業報告承認の件・令和5年度資金収支計算書・貸借対照表・財産目録等に関する決算書関係書類等承認の件
令和7年1月25日	6	2	・令和6年度補正予算案について・事業経過報告について
令和7年3月29日	6	2	・令和6年度未補正予算案について・令和7年度事業計画案について・令和7年度当初予算案について

(4) 5月開催を省略した回数	0
-----------------	---

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	森田 悦子 関根 香子
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
----------------------------	--

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コ ード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称							
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ 数(人/年)			
		※社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ロ) 補助金額 (円)	(ハ) 借入金額 (円)	(ニ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積				
		(ア) - 1 修繕年月日 (1 回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2 回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3 回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4 回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5 回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)					
001	保育園	02051201	保育所		中央大橋保育園							
		群馬県 前橋市	石倉町5-21-5		2 所有状況(所有率) 3 自己所有					昭和49年4月1日	80	876
		平成24年3月31日	52,566,134	130,896,000	30,000,000	213,462,134		872,000				
		イ大規模修繕										
001	保育園	00000001	本部経理区分		社会福祉法人中央大橋福祉会							
		群馬県 前橋市	石倉町5-21-5		2 所有状況(所有率) 3 自己所有					昭和49年4月1日	0	0
		ア建設費					0	0.000				
		イ大規模修繕										

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コ ード分類	①-4実施事業名称			②事業所名称					
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ出 数(人/年)		
		※社会福祉施設等の建設等の状況(当該格の区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ロ) 補助金額 (円)	(ハ) 借入金額 (円)	(ニ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)			

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ人数(人/年)
		⑧社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	【ア】建設年月日	【イ】自己資金額(円)	【ロ】補助金額(円)	【ハ】借入金額(円)	【ニ】建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	【ア】～【イ】修繕年月日(1回目)	【ア】～【イ】修繕年月日(2回目)	【ア】～【イ】修繕年月日(3回目)	【ア】～【イ】修繕年月日(4回目)	【ア】～【イ】修繕年月日(5回目)	【イ】修繕費合計額(円)	

1.1. 前会計年度における事業等の概要 — (4)備考

1/3

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組②（地域住民に対する福祉教育）	高齢者の受け入れ 高齢者や若年者等の受け入れによる福祉人材育成	前橋市
地域における公益的な取組③（地域の若年者に対する福祉教育）	地域の子育て家庭の相談支援 児童相談所・近隣地域の子育て家庭を対象とした育児相談	前橋市

12. 社会福祉充実実績及び社会福祉充実計画の策定の状況

（社会福祉充実実績算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実実績等の総額（円）

0

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	③事業内容（記述）	④計画における事業費のうち社会福祉充実実績計算の合計（円）	⑤④のうち令和7年度以降の合計（円）
	⑥事業内容			
			⑦の合計（円）	⑧の合計（円）
			0	0

(3) 社会福祉充実実績の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）

0

②地域公益事業（円）

0

③公益事業（円）

0

④合計額（①+②+③）（円）

0

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

～

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	1 有
⑤第三者評価結果	3 該当なし
⑥苦情処理結果	3 該当なし
⑦監事監査結果	1 有
⑧利用説明書	2 無

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	147,552,570
②施設・設備に係る公費（円）	0
③国庫補助金等特別独立基金助成金計額（円）	24,299,094

(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名 運営の受審年度

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用（円）	

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（「特」退職共済制度）に加入	1 有
②中小企業退職金共済制度（「社」勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③特定退職金共済制度（「特」退職共済制度）に加入	2 無
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥法人独自で退職手当制度を設け	2 無
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付型年金の積立も行っていない	2 無

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

項目	単位	数量
材料費	円	100,000.00
労務費	円	100,000.00
経費	円	100,000.00
合計	円	300,000.00

※上記の金額はあくまで参考値です。実際には、各企業の状況によって異なります。

[illegible]

www.elsevier.com/locate/jmb

University of Illinois, Urbana, Illinois 61801

7. **RESEARCH DESIGN**

[illegible]

DATE	11/11/2011
TIME	11:11

項目	金額	備註
1. 現金	100,000	
2. 有価証券	200,000	
3. 貸倒損失	50,000	
4. 繰上金	150,000	
5. 繰下金	100,000	
6. 繰上金	100,000	
7. 繰下金	100,000	
8. 繰上金	100,000	
9. 繰下金	100,000	
10. 繰上金	100,000	
11. 繰下金	100,000	
12. 繰上金	100,000	
13. 繰下金	100,000	
14. 繰上金	100,000	
15. 繰下金	100,000	
16. 繰上金	100,000	
17. 繰下金	100,000	
18. 繰上金	100,000	
19. 繰下金	100,000	
20. 繰上金	100,000	
21. 繰下金	100,000	
22. 繰上金	100,000	
23. 繰下金	100,000	
24. 繰上金	100,000	
25. 繰下金	100,000	
26. 繰上金	100,000	
27. 繰下金	100,000	
28. 繰上金	100,000	
29. 繰下金	100,000	
30. 繰上金	100,000	
31. 繰下金	100,000	
32. 繰上金	100,000	
33. 繰下金	100,000	
34. 繰上金	100,000	
35. 繰下金	100,000	
36. 繰上金	100,000	
37. 繰下金	100,000	
38. 繰上金	100,000	
39. 繰下金	100,000	
40. 繰上金	100,000	
41. 繰下金	100,000	
42. 繰上金	100,000	
43. 繰下金	100,000	
44. 繰上金	100,000	
45. 繰下金	100,000	
46. 繰上金	100,000	
47. 繰下金	100,000	
48. 繰上金	100,000	
49. 繰下金	100,000	
50. 繰上金	100,000	
51. 繰下金	100,000	
52. 繰上金	100,000	
53. 繰下金	100,000	
54. 繰上金	100,000	
55. 繰下金	100,000	
56. 繰上金	100,000	
57. 繰下金	100,000	
58. 繰上金	100,000	
59. 繰下金	100,000	
60. 繰上金	100,000	
61. 繰下金	100,000	
62. 繰上金	100,000	
63. 繰下金	100,000	
64. 繰上金	100,000	
65. 繰下金	100,000	
66. 繰上金	100,000	
67. 繰下金	100,000	
68. 繰上金	100,000	
69. 繰下金	100,000	
70. 繰上金	100,000	
71. 繰下金	100,000	
72. 繰上金	100,000	
73. 繰下金	100,000	
74. 繰上金	100,000	
75. 繰下金	100,000	
76. 繰上金	100,000	
77. 繰下金	100,000	
78. 繰上金	100,000	
79. 繰下金	100,000	
80. 繰上金	100,000	
81. 繰下金	100,000	
82. 繰上金	100,000	
83. 繰下金	100,000	
84. 繰上金	100,000	
85. 繰下金	100,000	
86. 繰上金	100,000	
87. 繰下金	100,000	
88. 繰上金	100,000	
89. 繰下金	100,000	
90. 繰上金	100,000	
91. 繰下金	100,000	
92. 繰上金	100,000	
93. 繰下金	100,000	
94. 繰上金	100,000	
95. 繰下金	100,000	
96. 繰上金	100,000	
97. 繰下金	100,000	
98. 繰上金	100,000	
99. 繰下金	100,000	
100. 繰上金	100,000	
101. 繰下金	100,000	
102. 繰上金	100,000	
103. 繰下金	100,000	
104. 繰上金	100,000	
105. 繰下金	100,000	
106. 繰上金	100,000	
107. 繰下金	100,000	
108. 繰上金	100,000	
109. 繰下金	100,000	
110. 繰上金	100,000	
111. 繰下金	100,000	
112. 繰上金	100,000	
113. 繰下金	100,000	
114. 繰上金	100,000	
115. 繰下金	100,000	
116. 繰上金	100,000	
117. 繰下金	100,000	
118. 繰上金	100,000	
119. 繰下金	100,000	
120. 繰上金	100,000	
121. 繰下金	100,000	
122. 繰上金	100,000	
123. 繰下金	100,000	
124. 繰上金	100,000	
125. 繰下金	100,000	
126. 繰上金	100,000	
127. 繰下金	100,000	
128. 繰上金	100,000	
129. 繰下金	100,000	
130. 繰上金	100,000	
131. 繰下金	100,000	
132. 繰上金	100,000	
133. 繰下金	100,000	
134. 繰上金	100,000	
135. 繰下金	100,000	
136. 繰上金	100,000	
137. 繰下金	100,000	
138. 繰上金	100,000	
139. 繰下金	100,000	
140. 繰上金	100,000	
141. 繰下金	100,000	
142. 繰上金	100,000	
143. 繰下金	100,000	
144. 繰上金	100,000	
145. 繰下金	100,000	
146. 繰上金	100,000	
147. 繰下金	100,000	
148. 繰上金	100,000	
149. 繰下金	100,000	
150. 繰上金	100,000	
151. 繰下金	100,000	
152. 繰上金	100,000	
153. 繰下金	100,000	
154. 繰上金	100,000	
155. 繰下金	100,000	
156. 繰上金	100,000	
157. 繰下金	100,000	
158. 繰上金	100,000	
159. 繰下金	100,000	
160. 繰上金	100,000	
161. 繰下金	100,000	
162. 繰上金	100,000	
163. 繰下金	100,000	
164. 繰上金	100,000	
165. 繰下金	100,000	
166. 繰上金	100,000	
167. 繰下金	100,000	
168. 繰上金	100,000	
169. 繰下金	100,000	
170. 繰上金	100,000	
171. 繰下金	100,000	
172. 繰上金	100,000	
173. 繰下金	100,000	
174. 繰上金	100,000	
175. 繰下金	100,000	
176. 繰上金	100,000	
177. 繰下金	100,000	
178. 繰上金	100,000	
179. 繰下金	100,000	
180. 繰上金	100,000	
181. 繰下金	100,000	
182. 繰上金	100,000	
183. 繰下金	100,000	
184. 繰上金	100,000	
185. 繰下金	100,000	
186. 繰上金	100,000	
187. 繰下金	100,000	
188. 繰上金	100,000	
189. 繰下金	100,000	
190. 繰上金	100,000	
191. 繰下金	100,000	
192. 繰上金	100,000	
193. 繰下金	100,000	
194. 繰上金	100,000	
195. 繰下金	100,000	
196. 繰上金	100,000	
197. 繰下金	100,000	
198. 繰上金	100,000	
199. 繰下金	100,000	
200. 繰上金	100,000	
201. 繰下金	100,000	
202. 繰上金	100,000	
203. 繰下金	100,000	
204. 繰上金	100,000	
205. 繰下金	100,000	
206. 繰上金	100,000	
207. 繰下金	100,000	
208. 繰上金	100,000	
209. 繰下金	100,000	
210. 繰上金	100,000	
211. 繰下金	100,000	
212. 繰上金	100,000	
213. 繰下金	100,000	
214. 繰上金	100,000	
215. 繰下金	100,000	
216. 繰上金	100,000	
217. 繰下金	100,000	
218. 繰上金	100,000	
219. 繰下金	100,000	
220. 繰上金	100,000	
221. 繰下金	100,000	
222. 繰上金	100,000	
223. 繰下金	100,000	
224. 繰上金	100,000	
225. 繰下金	100,000	
226. 繰上金	100,000	
227. 繰下金	100,000	
228. 繰上金	100,000	
229. 繰下金	100,000	
230. 繰上金	100,000	
231. 繰下金	100,000	
232. 繰上金	100,000	
233. 繰下金	100,000	
234. 繰上金	100,000	
235. 繰下金	100,000	
236. 繰上金	100,000	
237. 繰下金	100,000	
238. 繰上金	100,000	
239. 繰下金	100,000	
240. 繰上金	100,000	
241. 繰下金	100,000	
242. 繰上金	100,000	
243. 繰下金	100,000	
244. 繰上金	100,000	
245. 繰下金	100,000	
246. 繰上金	100,000	
247. 繰下金	100,000	
248. 繰上金	100,000	
249. 繰下金	100,000	
250. 繰上金	100,000	
251. 繰下金	100,000	
252. 繰上金	100,000	
253. 繰下金	100,000	
254. 繰上金	100,000	
255. 繰下金	100,000	
256. 繰上金	100,000	
257. 繰下金	100,000	
258. 繰上金	100,000	
259. 繰下金	100,000	
260. 繰上金	100,000	
261. 繰下金	100,000	
262. 繰上金	100,000	
263. 繰下金	100,000	
264. 繰上金	100,000	
265. 繰下金	100,000	
266. 繰上金	100,000	
267. 繰下金	100,000	
268. 繰上金	100,000	
269. 繰下金	100,000	
270. 繰上金	100,000	
271. 繰下金	100,000	
272. 繰上金	100,000	
273. 繰下金	100,000	
274. 繰上金	100,000	
275. 繰下金	100,000	
276. 繰上金	100,000	
277. 繰下金	100,000	
278. 繰上金	100,000	
279. 繰下金	100,000	
280. 繰上金	100,000	
281. 繰下金	100,000	
282. 繰上金	100,000	
283. 繰下金	100,000	
284. 繰上金	100,000	
285. 繰下金	100,000	
286. 繰上金	100,000	
287. 繰下金	100,000	
288. 繰上金	100,000	
289. 繰下金	100,000	
290. 繰上金	100,000	
291. 繰下金	100,000	
292. 繰上金	100,000	
293. 繰下金	100,000	
294. 繰上金	100,000	
295. 繰下金	100,000	
296. 繰上金	100,000	
297. 繰下金	100,000	
298. 繰上金	100,000	
299. 繰下金	100,000	
300. 繰上金	100,000	
301. 繰下金	100,000	
302. 繰上金	100,000	
303. 繰下金	100,000	
304. 繰上金	100,000	
305. 繰下金	100,000	
306. 繰上金	100,000	
307. 繰下金	100,000	
308. 繰上金	100,000	
309. 繰下金	100,000	
310. 繰上金	100,000	
311. 繰下金	100,000	
312. 繰上金	100,000	
313. 繰下金	100,000	
314. 繰上金	100,000	
315. 繰下金	100,000	
316. 繰上金	100,000	
317. 繰下金	100,000	
318. 繰上金	100,000	
319. 繰下金	100,000	
320. 繰上金	100,000	
321. 繰下金	100,000	
322. 繰上金	100,000	
323. 繰下金	100,000	
324. 繰上金	100,000	
325. 繰下金	100,000	
326. 繰上金	100,000	
327. 繰下金	100,000	
328. 繰上金	100,000	
329. 繰下金	100,000	
330. 繰上金	100,000	
331. 繰下金	100,000	
332. 繰上金	100,000	
333. 繰下金	100,000	
334. 繰上金	100,000	
335. 繰下金	100,000	
336. 繰上金	100,000	
337. 繰下金	100,000	
338. 繰上金	100,000	
339. 繰下金	100,000	
340. 繰上金	100,000	
341. 繰下金	100,000	
342. 繰上金	100,000	
343. 繰下金	100,000	
344. 繰上金	100,000	
345. 繰下金	100,000	
346. 繰上金	100,000	
347. 繰下金	100,000	
348. 繰上金	100,000	
349. 繰下金	100,000	
350. 繰上金	100,000	
351. 繰下金	100,000	
352. 繰上金	100,000	
353. 繰下金	100,000	
354. 繰上金	100,000	
355. 繰下金	100,000	
356. 繰上金	100,000	
357. 繰下金	100,000	
358. 繰上金	100,000	
359. 繰下金	100,000	
360. 繰上金	100,000	
361. 繰下金	100,000	
362. 繰上金	100,000	
363. 繰下金	100,000	
364. 繰上金	100,000	
365. 繰下金	100,000	
366. 繰上金	100,000	
367. 繰下金	100,000	
368. 繰上金	100,000	
369. 繰下金	100,000	
370. 繰上金	100,000	
371. 繰下金	100,000	
372. 繰上金	100,000	
373. 繰下金	100,000	
374. 繰上金	100,000	
375. 繰下金	100,000	
376. 繰上金	100,000	
377. 繰下金	100,000	
378. 繰上金	100,000	</

1. 姓名	姓名	性别
2. 出生日期	出生日期	出生地
3. 民族	民族	籍贯
4. 文化程度	文化程度	职业
5. 婚姻状况	婚姻状况	配偶姓名
6. 子女情况	子女情况	子女姓名
7. 家庭成员	家庭成员	家庭成员姓名
8. 社会关系	社会关系	社会关系姓名
9. 其他事项	其他事项	其他事项姓名

1. **Introduction**

[illegible][illegible][illegible]

1.4.1 资产	资产	负债
流动资产	流动资产	流动资产
非流动资产	非流动资产	非流动资产
资产总计	资产总计	资产总计
负债	负债	负债
所有者权益	所有者权益	所有者权益
负债和所有者权益总计	负债和所有者权益总计	负债和所有者权益总计

項目	金額	比率	比率	比率
1. 売上高	100.00	100.00	100.00	100.00
2. 売上高に対する費用	10.00	10.00	10.00	10.00
3. 売上高に対する利益	90.00	90.00	90.00	90.00
4. 売上高に対する利益率	90.00	90.00	90.00	90.00

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

項目	金額	備註
1. 基本金	100,000,000	
2. 公積金	10,000,000	
3. 未分配利潤	10,000,000	
4. 其他	10,000,000	
合計	130,000,000	

© 2004 Blackwell Publishing Ltd, *Journal of Internal Medicine* 255: 111–118

[illegible]

法人単位資金収支計算書

（自）令和 6 年 4 月 1 日 （至）令和 7 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 中央大橋福祉会

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	150,124,570	150,124,570	0	
	受取利息配当金収入	13,820	13,820	0	
	その他の収入	1,197,800	1,197,800	0	
	事業活動収入計(1)	151,336,190	151,336,190	0	
	支出				
	人件費支出	121,543,098	121,543,098	0	
施設整備等収支	事業費支出	9,481,980	9,481,918	62	
	事務費支出	8,741,100	8,740,900	200	
	事業活動支出計(2)	139,766,178	139,765,916	262	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	11,570,012	11,570,274	△262	
	収入				
その他の活動収支	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	2,310,550	2,310,550	0	
	施設整備等支出計(5)	2,310,550	2,310,550	0	
その他の活動収支	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△2,310,550	△2,310,550	0	
	収入				
	積立資産取崩収入	4,215,794	4,215,794	0	
	その他の活動収入計(7)	4,215,794	4,215,794	0	
	支出				
予備費支出(10)	積立資産支出	13,475,256	13,475,256	0	
	その他の活動支出計(8)	13,475,256	13,475,256	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△9,259,462	△9,259,462	0	
	予備費支出(10)	0	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	262	△262	
前期末支払資金残高(12)		4,412,259	4,412,259	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		4,412,259	4,412,521	△262	

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 6 年 4 月 1 日 (至) 令和 7 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 中央大橋福祉会

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	150,124,570	139,762,052	10,362,518
	その他の収益	25,998	239,915	△213,917
	サービス活動収益計(1)	150,150,568	140,001,967	10,148,601
	費用			
	人件費	121,639,560	114,533,721	7,105,839
	事業費	9,481,918	8,810,059	671,859
	事務費	8,766,898	11,294,139	△2,527,241
	減価償却費	6,007,618	5,645,705	361,913
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△2,879,712	△2,879,712	0
サービス活動費用計(2)	143,016,282	137,403,912	5,612,370	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	7,134,286	2,598,055	4,536,231	
サービス活動外増減	収益			
	受取利息配当金収益	13,820	2,135	11,685
	その他のサービス活動外収益	1,197,800	1,139,000	58,800
	サービス活動外収益計(4)	1,211,620	1,141,135	70,485
	費用			
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,211,620	1,141,135	70,485	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		8,345,906	3,739,190	4,606,716
特別増減	収益			
	特別収益計(8)	0	0	0
	費用			
特別費用計(9)	0	0	0	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	0	0	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		8,345,906	3,739,190	4,606,716
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	61,257,075	60,649,885	607,190
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	69,602,981	64,389,075	5,213,906
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	4,100,000	0	4,100,000
	その他の積立金積立額(16)	13,263,000	3,132,000	10,131,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	60,439,981	61,257,075	△817,094

法人単位貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 中央大橋福祉会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	22,434,439	15,999,425	6,435,014	流動負債	18,021,918	11,587,166	6,434,752
現金預金	2,969,057	3,214,854	△245,797	事業未払金	16,882,867	10,934,965	5,947,902
事業未収金	19,465,382	12,784,571	6,680,811	職員預り金	1,139,051	652,201	486,850
固定資産	283,890,236	278,323,840	5,536,396	固定負債	1,907,952	1,837,488	70,464
基本財産	149,467,225	154,097,831	△4,630,606	退職給付引当金	1,907,952	1,837,488	70,464
建物	149,467,225	154,097,831	△4,630,606	負債の部合計	19,929,870	13,424,654	6,505,216
その他の固定資産	134,393,011	124,226,009	10,167,002	純 資 産 の 部			
構築物	775,218	981,898	△206,680	基本金	10,115,000	10,115,000	0
器具及び備品	5,288,340	3,851,122	1,437,218	1号基本金	8,915,000	8,915,000	0
ソフトウェア	709,501	1,006,501	△297,000	3号基本金	1,200,000	1,200,000	0
退職給付引当資産	1,907,952	1,837,488	70,464	国庫補助金等特別積立金	90,097,824	92,977,536	△2,879,712
保育所繰越積立資産	52,502,000	49,339,000	3,163,000	その他の積立金	125,712,000	116,549,000	9,163,000
保育所施設・設備整備積立資産	73,210,000	67,210,000	6,000,000	人件費積立金	52,502,000	49,339,000	3,163,000
				保育所施設・設備整備積立金	73,210,000	67,210,000	6,000,000
				次期繰越活動増減差額	60,439,981	61,257,075	△817,094
				(うち当期活動増減差額)	8,345,906	3,739,190	4,606,716
				純資産の部合計	286,364,805	280,898,611	5,466,194
資産の部合計	306,294,675	294,323,265	11,971,410	負債及び純資産の部合計	306,294,675	294,323,265	11,971,410

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況はありません。

2. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

※. 当年度末において当法人では有価証券を保有していない。

- ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価の有るもの — 決算日の市場価格に基づく時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 — 定額法
- ・リース資産

※. 当年度末においてリース資産は無い。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- ・ソフトウェア等無形固定資産 — 残存価額を零とする定額法

（3）引当金の計上基準

- ・退職給与引当金 — 群馬県退職共済制度に基づき、事業所負担額の累計額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりである。

- ・確定給付型退職給付制度 — 群馬県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職給付制度 — 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下の通りになっている。

- （1）法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- （2）中央大橋保育園拠点区分における拠点区分計算書
（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

当法人は社会福祉事業のみを実施し、また拠点は中央大橋保育園単独である為、以下の作成を省略している。

- (第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
 (第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 (中央大橋保育園拠点区分の注記 拠点区分が単独である為)
 (3) 中央大橋保育園拠点区分におけるサービス区分の内容
 「本部」
 「中央大橋保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	154,097,831	0	4,630,606	149,467,225
定期預金	0	0	0	0
合計	154,097,831	0	4,630,606	149,467,225

7. 基本金又は固定資産売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金の取崩し
 該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	213,462,134	-63,994,909	149,467,225
建物	0	0	0
構築物	3,502,300	-2,727,082	775,218
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	17,000,156	-11,711,816	5,288,340
合計	233,964,590	-78,433,807	155,530,783

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 会計処理上の見積方法の変更 - 該当なし

(2) 新たに採用した会計処理に関する事項 - 該当なし

(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 - 該当なし

(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 - 該当なし

財 産 目 録

令和 7 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 中央大橋福祉会

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金		—		—	—	2,969,057
普通預金	信濃銀行新橋支店(本部)	—	運転資金として	—	—	2,914,694
	信濃銀行新橋支店(保育園)	—	運転資金として	—	—	54,363
事業未収金	委託費、他	—		—	—	19,465,382
流動資産合計						22,434,439
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物	群馬県前橋市石倉町五丁目21-5	2012年度	第2種社会福祉事業である中央大橋保育園施設等で使用している	213,462,134	63,994,909	149,467,225
基本財産合計						149,467,225
(2) その他の固定資産						
構築物	固定スベリ台、他	—	第2種社会福祉事業である中央大橋保育園施設等で使用している	3,502,300	2,727,082	775,218
器具及び備品	食器消毒保管庫、他	—	第2種社会福祉事業である中央大橋保育園施設等で使用している	17,000,156	11,711,816	5,288,340
ソフトウェア	会計システム、他	—	第2種社会福祉事業である中央大橋保育園施設等で使用している	2,180,520	1,471,019	709,501
有形無形貸与資産	黒通帳天演	—		—	—	1,907,952
固定負債繰越資産		—	将来における人件費等の目的のために積み立てている定期預金	—	—	52,502,000
固定負債引当資産		—	将来における施設等の目的のために積み立てている定期預金	—	—	73,210,000
固定資産合計						283,860,236
資産合計						306,294,675
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	光熱費、他	—		—	—	16,882,867
職員預り金	社会保険料、他	—		—	—	1,139,051
流動負債合計						18,021,918
2 固定負債						
退職給付引当金	黒通帳天演	—		—	—	1,907,952
固定負債合計						1,907,952
負債合計						19,929,870
差 引 純 資 産						286,364,805

社会福祉法人中央大橋福祉会定款

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１） 第二種社会福祉事業

（イ） 保育所の経営

（ロ） 一時預かり事業の経営

（ハ） 地域子育て支援拠点事業の経営

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人中央大橋福祉会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を群馬県前橋市石倉町五丁目二一番地五に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員七名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、職員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、該当者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の一名が出席し、かつ、外部委員の一名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬を無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員は、定時評議員会として毎会計年度終了後三ヶ月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名
- (2) 監事 二名

2 理事のうち一名を理事長とする。

（役員の選任）

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に四ヶ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 群馬県前橋市石倉町五丁目二番地五

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき二階建 中央大橋保育園園舎一棟
床面積 (647.25㎡)

(2) 群馬県前橋市石倉町五丁目一九番地四

鉄骨造アルミニウム板ぶき二階建 中央大橋保育園分園一棟
床面積 (142.11㎡)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、前橋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、前橋市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、該当会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、前橋市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を前橋市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人中央大橋福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	高	橋	茂
理 事	田	中	公 正
“	萩	原	正
“	石	川	薫
“	関	口	好 治
“	戸	所	好 雄
監 事	大	木	十 郎
“	萩	原	光

附則

この定款は、平成一四年三月一三日一部改正。

附則

この定款は、平成一八年九月四日一部改正。

附則

この定款は、平成一九年六月七日一部改正。

附則

この定款は、平成二〇年十月二七日一部改正。

附則

この定款は、平成二一年六月三〇日一部改正。

附則

この定款は、平成二四年五月一日一部改正。

附則

第五条で定める評議員の人数は、平成二九年四月一日～平成三二年三月三十一日までの間は「四名以上」とする。

この定款は、平成二九年四月一日から施行する。